

1.4 介護医療院

(1) 介護医療院の位置づけ

介護医療院は、「**医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設**」として、平成30年4月より創設されました。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、医療処置等が必要で自宅や特別養護老人ホーム等での生活が困難な高齢者にも対応できる受け皿となることが期待されており、①「**日常的な医学管理**」や「**看取りターミナルケア**」等の機能と、②「**生活施設**」としての機能とを兼ね備えた施設として、慢性的な病気に対する医療面でのケアと、長期療養生活を豊かなものとする介護面でのケアの両方をバランスよく受けられるという特徴があります。

現状、介護医療院は「住まいと生活を医療が支える新たなモデル」とされています。更に、「**利用者の尊厳の保持**」と「**自立支援**」を理念に掲げ、「**地域に貢献し地域に開かれた交流施設**」としての役割を担うことが求められています。

また、介護療養型医療施設は、令和6年3月末に廃止され、介護医療院等に転換されました。

(参考)

- ・厚生労働省ホームページ「介護医療院について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196478.html>

- ・介護医療院公式ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoiryoin/>

(参考) 根拠法令等

介護保険法 第8条第29項【定義】

介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（H30厚労令5）

第2条【基本方針】

介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、**その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする**ものでなければならない。

○介護医療院は、原則、以下に掲げる施設を有しなければならないと定められています。¹

施設 (第5条第1項)	施設の基準 (第5条第2項)
療養室	イ 一の療養室の定員は、4人以下とすること。 ロ 入所者一人当たりの床面積は、8m ² 以上とすること。 ハ 地階に設けてはならないこと。 ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ホ 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。 ヘ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ト ナース・コールを設けること。
診察室	イ 診察室は、次に掲げる施設を有すること。 (1)医師が診察を行う施設 (2)喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（臨床検査施設） [*] (3)調剤を行う施設 ※臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の検査（検体検査）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。
処置室	イ 処置室は、次に掲げる施設を有すること。 (1)入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設 (2)診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満のものに限る。） ロ イに規定する施設にあっては、前号イに規定する施設と兼用することができる。
機能訓練室	内法による測定で40m ² 以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。 ただし、併設型小規模介護医療院にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
談話室	入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
食堂	内法による測定で、入所者1人当たり1m ² 以上の面積を有すること。
浴室	イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
レクリエーション・ルーム	レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
洗面所	身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
便所	身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
サービス・ステーション	—
調理室	—
洗濯室又は洗濯場	—
汚物処理室	—

¹ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号）第5条

○人員配置一覧

介護医療院は、施設の人員基準から、

- ・ I 型介護医療院：介護療養病床相当（主な利用者像は介護療養病床療養機能強化型 AB 相当）
- ・ II 型介護医療院：老人保健施設相当以上（主な利用者像は I 型より比較的容体が安定した者）の 2 つの類型を設けています。

介護医療院の開設許可は 1 つの介護医療院を単位として行われますが、介護医療院サービスを行う部分として認められる単位は原則 60 床以下の「療養棟」単位です。1 つの介護医療院で I 型・II 型を組み合わせることで、柔軟な人員配置やサービス提供を担保しています。

人員配置 (指定基準)	介護医療院 (I)	介護医療院 (II)	医療機関併 設型介護医 療院 (I)	医療機関併 設型介護医 療院 (II)	併設型小規模介護医療院 (I ・ II)
医師	48 対 1 (施設で 3 以上)	100 対 1 (施設で 1 以上)	48 対 1	100 対 1	併設される医療機関の医師により、当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことができる
リハビリ 専門職	適当数		適当数		併設される医療機関の職員（病院の場合にあつては医師又はリハビリ専門職。診療所の場合にあつては医師）により、当該施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことができる
薬剤師	150 対 1	300 対 1	150 対 1	300 対 1	併設される医療機関の職員（病院の場合にあつては、医師又は薬剤師。診療所の場合にあつては医師）により、当該施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことができる
看護職員	6 対 1		6 対 1		6 対 1
介護職員	5 対 1	6 対 1	5 対 1	6 対 1	6 対 1
栄養士又は 管理栄養士	定員 100 以上で 1 人		定員 100 以上で 1 人		併設医療機関に配置されている栄養士又は管理栄養士により、介護医療院に栄養士を置かないことができる
介護支援 専門員	100 対 1 (施設で 1 以上)		100 対 1 (施設で 1 以上)		適当数
診療放射線 技師	適当数		併設施設との職員の兼務を行うこと等により、適正なサービスを確保できる場合にあつては、配置しない場合があつても差し支えない		併設施設との職員の兼務を行うこと等により、適正なサービスを確保できる場合にあつては、配置しない場合があつても差し支えない
調理員、 事務員等	適当数		併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により、適正なサービスを確保できる場合にあつては、配置しない場合があつても差し支えない		併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により、適正なサービスを確保できる場合にあつては、配置しない場合があつても差し支えない